取得条項付新株予約権の取得事由発生につき通知公告

当社発行済の取得条項付第一回乃至第六回新株予約権について、取得事由（当社を完全子会社とする株式交換契約書の承認）が発生しましたので、会社法第二七五条第四項及び第五項の規定により公告します。

平成二十五年五月三十日

秋田県秋田市飯島字砂田一〇〇―四

株式会社スカイライト・バイオテック

代表取締役　中嶋　拓史

株式交換につき通知公告及び株式交換につき株券等提出公告

当社は、平成二十五年五月二十九日開催の臨時株主総会において、当社を完全子会社とし、株式会社免疫生物研究所（群馬県藤岡市中字東田一〇九一番地一）を完全親会社とする株式交換契約書を承認する決議をしましたので公告します。この株式交換に伴い、当社株券をご所有の方は、株式交換の効力発生日である平成二十五年七月一日までに、その株券全部を当社にご提出下さい。

平成二十五年五月三十日

秋田県秋田市飯島字砂田一〇〇―四

株式会社スカイライト・バイオテック

代表取締役　中嶋　拓史

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年六月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十五年五月三十日

東京都港区六本木一丁目五番一号

住友成泉株式会社

代表取締役　屋代　榮

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年六月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十五年五月三十日

東京都渋谷区渋谷一丁目一二番二号

株式会社コムラエージェンシー

代表取締役　小村　峰之

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十四年十月二十三日付官報号外第二三〇号の五十五頁に掲載されています。

平成二十五年五月三十日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

四条通ホールディング特定目的会社

取締役　宇野　嘉晃

訂正公告

平成二十五年五月二十四日（号外第一〇七号）掲載の資本金の額の減少公告及び第十三期決算公告（枠組）中、住所「東京都八王子市平岡町二九番地一一」とあるは「東京都八王子市南町三番一〇号」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十五年五月三十日

東京都八王子市南町三番一〇号

株式会社エイビット

代表取締役　檜山　竹生

取消公告

平成二十五年五月二十九日（号外第一一〇号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）は取消します。

平成二十五年五月三十日

東京都台東区雷門二丁目六番一号

（甲）土屋自動車運輸株式会社

代表取締役　服部　嘉直

大阪府吹田市清水一一一番五号

（乙）土屋物流システム株式会社

代表取締役　服部　嘉直

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一一九	一	一	平成二十四年十二月二十七日（号外第二百八十一号）国土交通省告示第千四百八十七号（船舶による危険物の輸送基準等を定める告示の一部を改正する告示） （原稿誤り）	平成二十四年十二月二十七日（号外第二百八十一号）国土交通省告示第千四百八十七号（船舶による危険物の輸送基準等を定める告示の一部を改正する告示）
一一七	一	一	一一九ページ同表同項中国連番号３４８３は次のとおりの誤り。	一一七ページ同表同項中国連番号３４６２は次のとおりの誤り。
一一九	一	一	一一七ページ同表同項中国連番号３４６２は次のとおりの誤り。	一一九ページ同表同項中国連番号３４８３は次のとおりの誤り。
一一九	一	一	一一〇ページ同表同項中国連番号３４８７は次のとおりの誤り。	一一九ページ同表同項中国連番号３４８７は次のとおりの誤り。
一一九	一	一	一一〇ページ同表同項中国連番号３４８８は次のとおりの誤り。	一一〇ページ同表同項中国連番号３４８８は次のとおりの誤り。
一一九	一	一	同ページ同表同項中国連番号３４９０は次のとおりの誤り。	同ページ同表同項中国連番号３４９０は次のとおりの誤り。
一二一	一	一	一三一ページ別表第一備考一⑶中国連番号３１０９の	一三一ページ別表第一備考一⑶中国連番号３１０９の
一二一	一	一	「METHYL ISOPROPYL KETONE PEROXIDE(S)」は	「METHYL ISOPROPYL KETONE PEROXIDE(S)」は
一二一	一	一	「METHYL ISOPROPYL KETONE PEROXIDE(S) (Diluent type A≧70%)」の	「METHYL ISOPROPYL KETONE PEROXIDE(S) (Diluent type A≧70%)」の
一二一	一	一	誤り。	誤り。
一二一	一	一	一三六ページ別表第一備考一⑶中国連番号３１１９の	一三六ページ別表第一備考一⑶中国連番号３１１９の
一二一	一	一	「ジ-（2-エトキシエチル）パーオキシジカーボネート（濃度が62質量%以下のものであって、水中で分散安定化したものに限る。）」は	「ジ-（2-エトキシエチル）パーオキシジカーボネート（濃度が62質量%以下のものであって、水中で分散安定化したものに限る。）」は
一二一	一	一	「ジ-（2-エチルヘキシル）パーオキシジカーボネート（濃度が62質量%以下のものであって、水中で分散安定化したものに限る。）」の	「ジ-（2-エチルヘキシル）パーオキシジカーボネート（濃度が62質量%以下のものであって、水中で分散安定化したものに限る。）」の
一二一	一	一	誤り。	誤り。
一二一	一	一	一三八ページ別表第一備考一⑷中国連番号３０８２の	一三八ページ別表第一備考一⑷中国連番号３０８２の
一二一	一	一	「Alkylbenzenesulphonates[P]」は	「Alkylbenzenesulphonates[P]」は
一二一	一	一	「Alkyl benzenesulphonates, branched and straight-chain[P] (excluding C11-C13 branched and straight-chain homologues)」の	「Alkyl benzenesulphonates, branched and straight-chain[P] (excluding C11-C13 branched and straight-chain homologues)」の
一二一	一	一	誤り。	誤り。
一六八	下	一一～一二	「3」以下は改行とし、二字下げとする。	
一九一	上	終りから七	一以上離して	一区画以上離して
二一〇	下	一	〃	該当数する。
二一一	〃	六	297	S P297
二一二	〃	四	S P230の(1)	I M D G コード 2.9.4.1
二一五	上	一一～終りから一二	加重	荷重
二一六	〃			

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月三十日付第一一一号九六ページ●同日付政府調達第九九号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）